

# 長崎県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

## 1 目的

長崎労働局及び長崎県（両者共催）は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、地域の関係機関が参画し、第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

## 2 名称

協議会の名称は、「長崎県地域職業能力開発促進協議会」とする。

## 3 構成

(1) 長崎県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者を構成員とする。

### ① 行政機関

- ・長崎労働局長
- ・長崎県産業労働部長

### ② 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

- ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部長
- ・(一社)長崎県専修学校各種学校連合会副会長
- ・長崎県職業能力開発協会専務理事
- ・(一社)全国産業人能力開発団体連合会会員

（株）建築資料研究社長崎支店支店長

### ③ 労働者団体

- ・日本労働組合総連合会長崎県連合会事務局長

### ④ 事業主団体

- ・長崎県経営者協会専務理事

- ・長崎県中小企業団体中央会専務理事
  - ・長崎県商工会議所連合会専務理事
  - ・長崎県商工会連合会専務理事
- ⑤ リカレント教育を実施する大学等
- ・学校法人長崎総合科学大学講師
- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- ・株式会社M E T R O P L U S 校長
- ⑦ 学識経験者
- ・国立大学法人長崎大学経済学部教授
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者
- ・(株) 長崎新聞社取締役
- (2) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

#### 4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

#### 5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### 6 協議会の開催

協議会は、年2回以上の開催とする。

#### 7 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発向上の

促進のための取組に関すること。

- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年間計画の策定に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

## 8 事務局

協議会の事務局は、長崎労働局職業安定部に置く。

## 9 その他

- (1) 議事については、協議会において申し合わせた場合を除き公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

令和5年1月15日改定